

名誉会員に関する細則

平成 24(2012)年 4 月 12 日 理事会制定

平成 26(2014)年 6 月 14 日 理事会改定

平成30(2018)年12月1日 理事会改定

令和7(2025)年3月22日 理事会改定

(総則)

第 1 条 公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）の名誉会員に関しては、定款による以外は、この細則による。

(名誉会員の称号授与)

第 2 条 会長は、おおむね 65 歳以上で、以下の各号のいずれかに該当し、本会の進歩発展に多大に寄与した者を推薦することができ、理事会はそれを決議する。

- 1) 本会及びその前身の諸学会の会長をつとめた者
 - 2) 本会及びその前身の諸学会の大会長をつとめた者
 - 3) 本会及びその前身の諸学会の理事・監事を 6 年以上つとめた者
 - 4) 本会及びその前身の諸学会の委員会委員長を 8 年以上つとめた者
 - 5) その他本会の進歩発展に多大に寄与した者
- 2 本会の前身の諸学会の定義等については、附則 1、2 のとおりとする。

(名誉会員の特典)

第 3 条 名誉会員は年会費を納めることを要しない。

- 2 本会が主催する学術大会参加費及び刊行物を無料とする。
- 3 名誉会員は、格別の事由のない限り、その氏名を学会の記録に永世留める。

(補則)

第 4 条 この細則の改正は、理事会の決議により行われる。

附則

- 1 この細則において、本会の前身の諸学会とは、日本医学放射線学会物理委員会、日本医学放射線学会物理部会、日本医学放射線物理学会、日本医学物理学会（JAMP）及び任意団体日本医学物理学会（JSMP）をいう。
- 2 本会の前身の理事、監事とは、日本医学放射線学会物理部会及び日本医学放射線物理学

会においては、幹事、監査を指す。